

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
パキ ス タ ン	パキスタン・イスラム共和国政府 に對する贈与に関する日本国 政府とパキスタン・イスラム共 和国政府との交換公文	パキスタンの経済の構造改善努力推進及び債務問題 を含むパキスタンの経済困難緩和に寄与するため、両 政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入する ための資金を贈与すること。	700,000千円 -----	H20.1.28 イスラマ バードで (同日)	日本側 小島誠二在パキス タン大使 パキスタン側 M・アクラ ム・マリク経済・統計省 経済担当次官	H20.2.15 99号
パキ ス タ ン	イスラバード上水道整備計 画のための贈与に関する日本国 政府とパキスタン・イスラム共 和国政府との間の交換公文	イスラバード上水道整備計画を実施するために 必要な 1. 上水道の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	4,442,000千円 (H20年度 458,000千円) H21.3.31まで (H21年度 1,992,000千円) H22.3.31まで (H22年度 1,992,000千円) H23.3.31まで	H20.7.23 イスラマ バードで (同日)	日本側 小島誠二在パキス タン大使 パキスタン側 ジョネイドリ ・イクバル・チョー ー経済省次官補	H20.8.4 441号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。